

ダイバーシティ推進に係る企画・運營業務委託仕様書

1. 事業目的

性別、年齢、国籍、障害の有無、性的指向・性自認、価値観、生きてきたバックグラウンド、働き方などに関わらず、全ての人が地域・社会のあらゆる活動に自律的に参画し、自分らしく個性や能力を存分に発揮できる文化の浸透を図るための広報啓発を行う。

広く市民が受け入れやすい明るく楽しいイメージを基本とし、ダイバーシティ(多様性)、エクイティ(公平性)、インクルージョン(包括性)【以下DE&Iという】について、正しい理解を進める。

市民一人ひとりが、いかに自分事として捉え、働く場や地域活動等あらゆる場において、個人の個性や能力を発揮し合える環境づくりのために、市民の意識改革と行動変容に資することを目的とする。

結果として、ウェルビーイング(個人の幸福追求)から、本市経済の発展や持続可能な地域づくりにつながっていくことをイメージできるものとする。

2. 委託業務名

「ダイバーシティ推進に係る企画・運營業務委託」

3. コンセプト

一人ひとり違いがあることを知り、その違いを活かす環境づくりを、自分事として捉え、自分の行動から始めようと考え行動するきっかけとなることを目指す。

動画を視聴したり、講演会等に参加したりした市民が、自分の言葉で「一人ひとり違いがあること」「尊重し合いその違いを活かすこと」の重要性を身近な人に伝え広げていけるようなDE&Iが記憶に残り続ける内容と構成であること。

4. 業務内容

業務の目的及びコンセプト等を十分理解し、動画製作に係るすべての業務とそのプロモーション、講演会及び体験型アクティビティを取り入れたイベントを行うものとする。

(1) 動画製作

① 企画・構成等

- ・10分程度以上の動画を3種類以上製作すること。
(ターゲットを高校生以上とし作成する)
- ・プロポーザルの企画提案内容を基に本市と協議を行い、複数年活用可能な構成として決定する。決定した内容を基に脚本やデザイン等を作成する。
- ・動画それぞれに、ダイジェストや紹介する配信記事作成を含む。
具体的なテーマを、DE&Iの正しい理解促進とし、それぞれにテーマ設定を

すること。(例：働く場におけるDE&I、性の多様性、障害のある方や、異文化共生等)。ただし、うち1種類には、ジェンダー平等についてのテーマを必ず含むものとする。

② 取材・映像作成・編集

- ・企画構成に基づき、必要な素材の取材・撮影や調達、作画を行う。また、動画の編集を行い、音響・BGM・セリフ・ナレーション等を効果的に入れる。
- ・完成までに本市による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けることとする。

③ 著作権等

- ・動画の著作権は市に帰属するものとし、利用及び複製、再編集等は、市が自由に行うことができ、周知広報、啓発等での複数年活用を可能とすること。
- ・映像、音楽等の著作権・肖像権処理など、権利関係の処理に関する紛争が生じた場合は受託者の責任において対応し、市は責任を負わない。

(2) 動画を活用したプロモーション

- ・プロポーザルでの企画提案内容を基に、市と協議し情報発信方法を決定し、市内全域のあらゆる世代への効果的な情報発信を行うこと。
- ・提案に際しては、例えば、投稿や放映、再生回数等あるいはそれに類する効果の把握が可能で具体的な目標値等を提示すること。また、協議により本市が有する以下媒体を活用できるものとする。(インスタ、ライン、ホームページ、デジタルサイネージ)

(3) 講演会及び体験型アクティビティを組み合わせた学びの場イベントの開催

- ・本市が実施する次の3事業との連携を図りながら、イベントを1回行うこととする。

実施事業：パートナーシップ宣誓制度（R7年10月開始）、男女共同参画条例改正、第3次男女共同参画基本計画策定

- ・テーマを（仮）「遊び×ダイバーシティ」とし、楽しみながらダイバーシティを学ぶ雰囲気を作り実施する。
- ・集客は、100名程度を目標とする。
- ・開催形式は、対面・オンラインの併用で多くの人に参加しやすいものとする。
- ・会場はSSプラザせんだい、またはサンアリーナせんだいのサブアリーナとし、本市が提案する日程及び場所と調整し実施すること。

（日程案）10月19日、11月9日、12月21日

- ・参加者のターゲットを、親子での参加、市内企業等で働く、若年層から経営者層まで性別を問わず幅広く参加できるものとする。
- ・遊びながら学べるアクティビティは2種類以上提案すること。
- ・講師選定については、ダイバーシティ推進、またはジェンダー平等推進に関する専門知識を持ち、講演の内容がコンセプトに合致しインパクトのある者とする。

る。

- ・イベント実施の際のチラシ作成（A4カラー8,000部）や広告媒体を活用した広告も実施すること。
- ・イベント実施に際し、アンケートを実施し、参加者数の他、理解度、満足度や感想等を集約し報告することとし、提案に際しては、成果を図れる目標値を設定し提示することとする。

5. その他

- (1) 事業の実施内容の詳細は、委託者が提案した企画内容に基づき、委託者と受託者が協議し決定する。なお、打合せ及び協議を行った際は、その都度内容に対する記録を作成し委託者に報告すること。
- (2) 講演等を行う場合には、当日必要なスタッフを配置し運営を行うこと。
- (3) 講師等招聘する場合には、確保、調整（謝金及び旅費の支払いを含む）を含むものとする。
- (4) 会場を使用する場合は、市の公共施設を使用、会場内の設営を行うこと。
- (5) 業務終了後、速やかに業務完了報告書（紙ベース及び電子データ）を提出すること。なお、業務完了報告書には、実施状況が分かる写真・映像、打合せ簿、作成した動画等のデータ等を添付すること。
- (6) 本市が指示する方法によるデータでの納品とDVDにより納品すること。
- (7) 納品期限及び業務期間
契約締結後協議により、動画それぞれに納期を設定する。ただし、講演会等イベント実施前に1種類は必ず完成していることとする。
動画プロモーション 令和8年3月20日まで
事業完了報告書 令和8年3月27日まで
※納品・発信計画については、構成内容等と合わせて別途協議すること。
- (8) 支払
本業務の委託金は、業務完了検査後に一括して支払うものとする。

6. 留意事項

- (1) 企画提案したことは実施しなければならない。ただし、変更等が必要な場合にいて、相互で協議したものについては、この限りではない。
- (2) 本業務内容には、目的を達成するために必要な作業を総合的に含むものとし、発注者が必要と認めた場合を除き、業務内容の軽微な変更に対する増額変更はしないものとする。
- (3) 委託業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならず、その秘密が個人情報である時には、個人情報保護法及び本市の関係例規を遵守し、個人情報を含む資料については、適切かつ厳重に管理すること。
- (4) 作業中の事故、その他の損害については受託者の責任において処理するものとする。

- (5) 選定された見積書及び企画提案書の提案内容は全て反映されるとは限らない。
- (6) 提案された見積書及び企画提案書の提案内容から大幅に企画内容が変更された場合、契約額を減額変更するものとする。
- (7) 本業務の実施に際し、疑義が生じた場合は速やかに委託者と協議し、指示を受けるものとする。